

企業会計基準公開草案第20号

「工事契約に関する会計基準（案）」及び

企業会計基準適用指針公開草案第25号

「工事契約に関する会計基準の適用指針（案）」に関するコメント

2007年10月1日

株式会社セック

経理部長 中川美和子

受注制作ソフトウェアへの適用という視点からコメントを述べさせていただきます。

1. 工事契約に係る認識の単位（会計基準5項、37項～39項）

ソフトウェア制作、特にユーザとの直接契約でなくベンダとの契約によるソフトウェア制作においては、着工当初は全体の開発の一部のみ受注が確定し、その開発を進めながら受注範囲、金額が決定していくことが一般的です。この場合、契約の単位は、機能別、工程別等により分かれていますが、一つのソフトウェア制作として全体で工程管理され、全体として費用交渉がなされます。契約間での費用の調整もありますし、追加作業も必ずしも契約毎ではなく、全体に対して精算されることもあります。

このようなケースについて、工事契約に係る「当事者間で合意した実質的な取引の単位」に当たると解釈してよろしいでしょうか。

2. 工事収益総額の見積り（会計基準10項）

信頼性をもって工事収益総額を見積もるための対価の定めについて、対価の定めがあるのみなせる要件を示し、エビデンスとして使用できる書類の例示をしていただけないでしょうか。

受注制作のソフトウェアについては、正式な発注前に工事に着手することを求められることが少なくありません。契約先によっては、検収直前にならないと発注書を入手できない場合もあり、その場合は工事完成基準を採用しているのと同じになってしまいます。

契約書、発注書による確定なしに工事に着工する場合でも、請負金額の見積方法の適切性や算定した金額についての発注者の合意に関する扱いをルール化して適切に運用し、発注者からの工事指示書、見積書、議事録等をエビデンスとすることで、信頼性をもって工事収益総額を見積もることが可能と考えてよろしいでしょうか。

3. 見積の変更（会計基準15項）

見積変更の際の会計処理について、解釈の違いが発生しやすいところであると思われますので、設例を作成していただきたいと考えます。

4. 工期との関係（会計基準51項）

工事がごく短いものについては、通常、工事完成基準が適用されることが考えられるとありますが、短期の工事に関して工事進行基準を適用することも可能である、と解釈してよろしいでしょうか。

5. 成果の確実性の事後的な喪失（適用指針 13 項）

「予期せぬ事情の変動により成果が失われた場合」と見積の変更の範囲内にある場合について判断が分かれる可能性が考えられます。具体的にどのようなケースを想定されているのか明示していただきたいと思います。

6. 進行基準の適用範囲（会計基準 2 項、3 項、26 項）

「受注ソフトウェア」について、本基準の適用範囲となるケースを例示していただけないでしょうか。

近年、ソフトウェアに関連する契約が多様化しており、受注制作のソフトウェアの範囲について、実務上判断に迷うことが懸念されます。例えば、ソフトウェアの受注制作には、初期のコンサルティングから、試験、評価、完成後の改修、運用サポートまで多くの工程があり、設計のみ、試験のみ、評価のみ、という契約もあり、必ずしもプログラム作成を含むとは限りませんが、これらについても受注制作のソフトウェアの範囲に含まれると考えてよろしいでしょうか。

以 上